

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障がい者施策においては、身体、知的、精神の3障がい一元化が基本的な方向になっている。しかしながら、長い間、精神障がい者は身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から除外されており、経済的負担が障害者権利条約が求める社会参加の大きな障壁ともなっている。

また、2014年に障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法も2016年4月1日から施行されている中で、精神障がい者を障がい者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考える。

よって、国においては、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするための必要な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣殿
厚生労働大臣
国土交通大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚